

別添7(合同運用指定金銭信託の場合)

社内預金引当信託契約書

委託者 株式会社

受益者 元本受益者 労働基準法第18条第2項に基づく貯蓄金管理に関する協定においてこの信託契約で貯蓄金が保全されることがとされている社内預金者

収益受益者 委託者に同じ

受託者 信託銀行株式会社

委託者は、末尾添付の貯蓄金管理に関する協定(以下「管理協定」という)に基づく貯蓄金(以下「社内預金」という)に関し、社内預金者に対して負担する社内預金の元金の払戻債務の履行を確保するため、貨金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第3条に規定する保全措置として、一定の事由が生じた場合における信託財産による弁済並びにこのためにする信託金の管理・運用を目的として、受託者に金銭を信託することを約し、受託者及び信託管理人と下記条項により、昭和 年 月 日この社内預金引当信託契約を締結しました。

(信託金)

第1条 委託者は下記の金銭を信託し、受託者はこれを引受けました。

金 円也

- 2 委託者は毎年3月31日現在の社内預金元金総額を遅滞なく受託者に通知するものとし、管理協定においてこの信託契約により保全されることがとされている毎年3月31日現在の社内預金元金額 < 社内預金元金総額の割相当額 > (以下「要保全額」という)にこの信託金の額が不足する場合は委託者は遅滞なく信託金を追加するものとします。ただし、委託者は要保全額を著しく超えて信託金を追加することはできません。
- 3 信託金追加の日から信託期間満了の日までの期間が満2年に満たないときは、信託期間は信託金追加の日から満2年に至るまで延長されます。

(信託期間)

第2条 信託期間はこの契約締結の日から 年間とします。ただし、信託期間満了にあたり、委託者及び受益者若しくは受託者から別段の申し出がないときは、さらに 年間延長され、爾後これに準ずるものとします。

(元本及び収益)

第3条 第1条により信託された財産を元本とし、元本以外の信託財産を収益とします。

(受益者)

第4条 元本受益者は管理協定においてこの信託契約で社内預金が保全されることとされている社内預金者とし、収益受益者は委託者とします。

(信託管理人)

第5条 信託管理人は 〃〃〃 とします。

2 信託管理人に変更があつた場合は、新・旧両信託管理人及び委託者が署名押印した書面で受託者に通知するものとします。通知が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

(運用)

第6条 信託金は貸付金、手形割引、公債、社債、コールローン又は預金に運用します。ただしその一部を株式に投資することもあります。

(借入金)

第7条 信託金の運用により取得した信託財産は、さらにこれを担保に供して受益者のために借入れをすることがあります。この借入金については、信託金と同一の方法により運用します。

(信託財産の買取)

第8条 信託財産のうち、取引所の相場のある公債・社債又は株式については受託者が受益者に対して負担する債務を履行するため必要な場合に限り、時価をもつてこれを受託者の固有財産とすることがあります。

(合同運用)

第9条 信託金は運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。

(元本受益権の行使事由)

第10条 元本受益者は、委託者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、元本受益者からの社内預金元金の返還請求に応じなかつたときにのみ、元本受益権を行使できるものとします。

- (1) 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 貸金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)第2条第1項第5号に規定する認定の申請が受理されたとき。

- 2 委託者及び信託管理人は、委託者が前項の各号のいずれかに該当したときは、直ちに受託者に通知するものとします。

(元本受益権の行使)

第11条 受託者に対する元本受益権の行使は、元本受益者が個別に行うことなく、信託管理人が一括してこれを行うものとします。

- 2 信託管理人は、受託者に対して元本受益権を行使しようとするときは、あらかじめ、委託者に対し、次に掲げる事項を元本受益者の個人別に記載し、かつ元本受益者の承認印が押印された書面の作成及び交付を請求するものとします。

- (1) 元本受益権行使時における社内預金の元金額
- (2) 元本受益権行使時直前の3月31日現在の社内預金の元金額
- (3) 第1号又は前号のいずれか少ない額(以下「被保全額」という。)

- 3 委託者は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、当該書面を作成し、被保全額を合算した額を記載の上、これに署名押印して、信託管理人に交付するものとします。

- 4 信託管理人は、前項により交付を受けた書面に署名押印の上、これを受託者に提出し、信託財産の交付を請求するものとします。

(委託者の行方不明等)

第12条 委託者の行方不明その他やむを得ない事情により委託者が前条第3項の手続を行うことができないときは、信託管理人は、当該事情を明らかにした書面及び前条第2項に掲げる事項が元本受益者の個人別に記載され、かつ、元本受益者の承認印が押印された書面を作成し、署名押印の上、これに社内預金通帳その他社内預金債権を証する書面を添えて受託者に提出し、信託財産の交付を受託者に対して請求するものとします。

- 2 前項による請求を受けたときは、受託者は信託管理人に対し、必要に応じ社内預金元帳その他の資料の提出を求めることができるものとします。

(元本受益権の範囲)

第13条 各元本受益者の有する元本受益権は次の各号に掲げる額の合計額とします。

- (1) 元本受益権行使時の信託元本額に被保全額の合計額に対する被保全額の割合を乗じて得た額

$$\text{元本受益権行使時の信託元本額} \times \frac{\text{被保全額}}{\text{被保全額の合計額}}$$

ただし、被保全額に元本受益権行使時直前の3月31日現在における要保全額を当該時における社内預金元金総額で除して得た割合(以下「保全割合」という)を乗じて得た額を超えることはありません。

(2) 元本受益権行使時の信託元本額が前号で得た額の合計額を超える場合、当該超過額に元本受益権行使時における個人別の社内預金元金額に保全割合を乗じて得た額から前号によつて得た個人別の額を控除した額(以下「未払元金」という)の合計額に対する個人別の未払元金の割合を乗じて得た額。ただし、未払元金を超えることはありません。

2 元本受益権行使時における信託元本額のうち前項によつて得た額の合計額を超える部分については委託者を帰属権利者とします。

(信託の公示)

第14条 信託財産については、受託者が必要と認めた場合のほかは信託の登記・登録又は信託の表示及び記載を留保するものとします。

(元本の保証)

第15条 元本に万一欠損が生じた場合には、受託者は信託終了の時に完全にこれを補填します。

(租税・事務費用)

第16条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は信託財産の中から支払います。

(信託報酬)

第17条 信託報酬は元本に対して年1,000分の 以内の割合を以て、受託者が決定し、毎収益計算期に収益の中からいただきます。

(収益計算期及び収益処分方法)

第18条 収益計算期は毎年3月、9月の各25日及び信託終了又は受託者の辞任のときとし、収益は各計算期の翌営業日以降金銭を以て収益受益者に交付します。

(信託終了原因)

第19条 この信託契約は次の各号に掲げる事由が発生したときに終了するものとします。

- (1) 委託者について第10条第1項各号に掲げる事由が生じたとき。
- (2) 管理協定が廃止されたとき、又は管理協定の変更により、要保全額全額について、保全措置がこの信託契約から他の保全方法に変更されたとき。
- (3) 信託目的の達成又は信託事務の遂行が著しく困難になつたと受託者が認め、その旨

の通知を委託者及び信託管理人に発したとき。

(解約)

第20条 この信託契約は解約できません。ただし、信託元本の金額が要保全額を超過するに至ったときは当該超過額の範囲内において、委託者は信託管理人の同意を得て一部解約を行ない信託財産の交付を請求することができます。この場合、信託管理人は当該信託財産を委託者へ交付することについて異議がない旨を記載した書面を受託者に提出するものとします。

2 前項による一部解約の場合、受託者は信託財産より損害金及び手数料を申し受けることがあります。ただし、その全部又は一部を委託者に請求することもあります。

(辞任)

第21条 受託者は、やむを得ない事情が生じたときは、委託者に対する 日前の予告によりその任を辞することができます。

2 受託者辞任の場合、委託者は、新受託者を選任するものとします。ただし、委託者が新受託者を選任しない場合には、受託者は、新受託者の選任を裁判所に請求します。

3 受託者辞任のときは、受託者は、信託事務の計算を行い、信託管理人立会いのもとに信託財産を新受託者に交付し、事務の引継ぎを行います。

(信託の最終計算及び信託財産の交付)

第22条 受託者は信託が終了したときは最終計算を行い信託管理人及び委託者の承認を得た上で次の各号の区分にしたがい、信託財産を当該各号に定める者に金銭で交付します。

(1) 第19条第1号に定める事由により信託が終了したとき 信託管理人

ただし、信託財産に残余あるときは委託者に交付します。

(2) 第19条第2号又は第3号に定める事由により終了したとき 委託者

2 前項の場合、受託者は信託財産より手数料を申し受けることがあります。ただし、その全部又は一部を委託者に請求することもあります。

3 信託財産の交付日は、信託終了の日の翌営業日とします。ただし、第1項第1号の場合は委託者、受益者及び信託管理人が信託財産受領のために必要な手続をすべて完了した日の翌営業日とします。

(受益権の譲渡・質入)

第23条 この信託の受益権は譲渡又は質入れすることはできません。

(受益者の変更)

第24条 受託者は、受益者を変更することができません。

(印鑑届出)

第25条 委託者は、委託者及び信託管理人の印鑑をあらかじめ受託者に届出るものとします。

2 受託者は、受領証その他の書類に押印された印影があらかじめ届出の印鑑と相当の注意をもって照合して相違ないものと認め、信託財産の交付その他の処理をしたときは、印章の盗用その他どのような事情があつてもそのために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(届出事項)

第26条 次の場合には、委託者又は信託管理人は、直ちに受託者に通知の上、所定の手続をとるものとします。手続が遅れたために生じた損害については、受託者は責任を負いません。

(1) 信託契約書又は届出の印章を喪失したとき。

(2) 委託者及び信託管理人の転居、改印、改氏名、名称・組織・代表者の変更、死亡又は行為能力の変動があつたとき。

(管理協定の変更・届出)

第27条 委託者は管理協定を変更する場合は、事前に受託者へ通知するものとします。変更の通知が受託者に到達するまでは、受託者に対しては、当該変更は効力を生じないものとし、通知が遅れたために生じた損害については受託者は責任を負いません。

2 前項にかかわらず、受託者が必要と認めた場合には、受託者は委託者に対し、管理協定の提出を求めることができるものとします。

(受益者等の行為)

第28条 この信託契約に関する元本受益者の行為及び元本受益者を相手方とする委託者又は受託者の行為については信託管理人が行い若しくは信託管理人を相手方として行うものとします。受託者は信託管理人に信託財産を交付した後においては、元本受益者に対して信託財産交付の責任を負いません。

(善管注意義務)

第29条 受託者はこの信託契約の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって信託事務を処理するものとします。ただし、委託者が第1条第2項に定める通知又は信託金の追加を行わなかつたために生じた損害については受託者は責任を負いません。

(通知等)

第30条 この信託契約に関する通知・同意その他相手方に対する意思の表明は、すべて書面により行うものとします。

(信託管理人による振込)

第31条 信託管理人は第22条第1項第1号により信託財産の交付を受けたときは、直ちに元本受益者の受領すべき金銭を元本受益者の指定する金融機関の預貯金口座に振り込む方法により配分するものとします。

(契約書の保管)

第32条 この契約書は正本3通を作成し、委託者、受託者及び信託管理人がそれぞれ正本各1通を保管するものとします。

昭和 年 月 日

住 所	
委 託 者	株式会社
住 所	
受 託 者	信託銀行
住 所	
信託管理人	